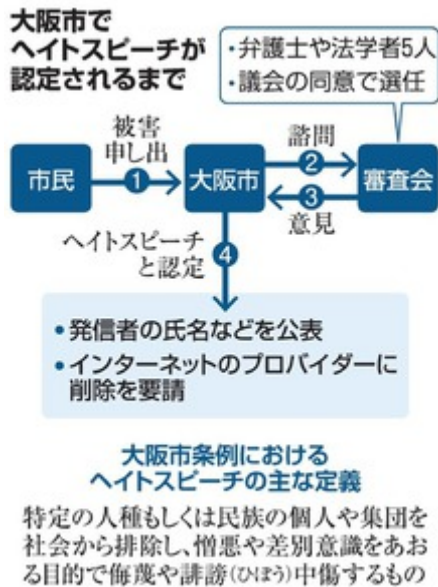


ヘイト発信者の特定に壁 大阪市、条例の「目玉」不発

吉川 喬、田玉 恵美 2018年3月31日 19時52分



大阪市でヘイトスピーチが認定されるまで

全国初のヘイトスピーチ規制条例を作った大阪市が方針転換を余儀なくされた。市が独自にヘイトスピーチを認定し、発信者の実名を公表するという内容だが、発信者の特定が難しいためだ。行き詰まった市は近く、被害者の訴訟などの支援に軸足を置く内容の法改正を政府に求める。だが、行政が差別的表現に過度に対応することには懸念の声もある。

「やり過ぎで問題だ。言葉が表現の自由をこえている」。条例制定を主導した当時の橋下徹・大阪市長はヘイトスピーチについてこう語っていた。

2016年に施行された条例は、被害者の申し立てを受け、有識者らで作る審査会がヘイトスピーチに当たるかどうかを判断。該当する場合は、発信者の氏名をホームページなどで公表する内容だ。抑止効果を狙っている。

これまで、審査会の判断を経て、市がヘイトスピーチと認定したのは4件。いずれも、在日韓国・朝鮮人を社会から排除せよといった発言を街頭で繰り返す様子を撮影した動画だった。しかし、実際に投稿者の実名を公表できた例はない。市は動画サイトを運営する会社に対し、投稿者が自ら名乗り出るよう仲介を頼んだが、名乗り出る人がいなかったり、仲介を断られたりしたためだ。

審査会は、運営会社に氏名などの提供を義務づける条例改正を検討したが、通信の秘密を定めた電気通信事業法に反するため、不可能だと結論づけた。これを受け、条例の「目玉」だった発信者の氏名公表は、行き詰まった。

そこで、特定の個人などに対するヘイトスピーチについては、被害者が発信者に賠償を求めたり、訴訟を起こしたりできるよう、発信者名を自治体に知らせることを義務づけるなどの電気通信事業法の改正を国に要望することにした。運営会社に発信者情報の保存を義務づけることなども求める。

吉村洋文市長は3月22日の記者会見で、政府への要望書を4月に出す考えを表明。16年に施行されたヘイトスピーチ対策法が、政府による自治体の支援を定めていることに触れ、「条文にある以上、国としてきっちり支援していただいて、法改正もしていただく必要がある」と述べた。

濫用の危険性、懸念なお

日本では、行政が表現の規制に関わることは憲法に触れると考えられてきた。21条で「一切の表現の自由は、これを保障する」と定めるからだ。

だが近年、こうした考え方に変化が出つつあるという。ヘイトスピーチなどが、人に対して心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの深刻な影響や被害を与えることがわかってきたからだ。曾我部真裕・京大教授（憲法）は「被害者支援という立場から、法に特例を求める大阪市の要望は違憲とは言えないだろう」とみる。

「ヘイトスピーチを許さない！大阪の会」の文公輝事務局長も「被害者が法的な救済を受けやすくなることは、前向きに受け止めたい」と市の方針を評価する。月に1度、問題視した表現を持ち寄って弁護士らと協議。これまでに21件を市に申し立てた。「この10年ほどネット空間や街頭で起きていることは異常だ。大阪からボールを投げられた国がどう対応するのか注目したい」と話す。

一方で、政治権力に表現内容と通信の秘密に関する判断を委ねると、恣意（しい）的な濫用（らんよう）の危険性がある、と表現規制に詳しい山口貴士弁護士は警告する。

「警察でさえ、裁判所の令状を取った上で発信者情報の開示を請求している。司法判断を介さずに行政に請求権を認めるのはおかしい。ヘイトスピーチに苦しむ人がいるのは悩ましいが、ネット上の表現が著しく萎縮しかねない」

大阪市は有識者による審査会によって、行政からの独立性を確保しているとするが、最終的な認定権はその時の市長にある。山口弁護士は「ヘイトスピーチには現行法で可能な範囲の法的対応と対抗言論、啓発で対応を続けるしかない」という。

大阪市の条例制定にかかわった毛利透・京大教授（憲法）も「ヘイトスピーチを減らそうとすることは正当な政策だが、規制には慎重な考慮が必要だ。規制によるメリットだけでなく、副作用にも目を向けるべきだろう」と話す。（吉川喬、田玉恵美）

朝日新聞デジタルに掲載の記事・写真の無断転載を禁じます。すべての内容は日本の著作権法並びに国際条約により保護されています。

Copyright © The Asahi Shimbun Company. All rights reserved. No reproduction or republication without written permission.